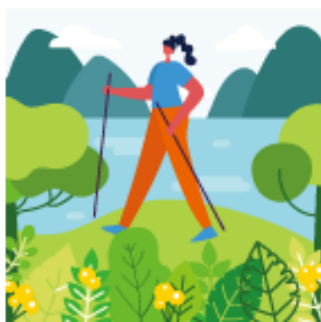


長浜市多文化共生のまちづくり指針



令和5年3月改定

長浜市

はじめに



テクノロジーの進歩などによりグローバル化が進む現代において、社会のあらゆる分野で世界各国との繋がり是不可欠であり、貧困、紛争、気候変動や感染症などの課題に対し、地球規模で取り組んでいく必要があります。今回の指針の改定では、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標「SDGs」の理念である地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」の視点を取り入れました。日本人市民も外国人市民も同じ地域に暮らす者同士、地域を構成する構成員として、互いの国籍や民族、文化の違いを尊重し、共に暮らす多文化共生のまちづくりの実現をめざし、外国人市民への生活支援やコミュニケーション支援はもとより、多様な価値観や異なる文化への理解の促進や外国人市民の地域社会への参画により一層取り組んでまいります。

ユネスコ世界の記憶に登録され、長浜市出身と伝わる江戸時代中期の儒学者・雨森芳洲が随行した朝鮮通信使は、往来する両国の人々の憎しみや誤解を解き、相互理解を深めたことにより、両国は外交のみならず学術・芸術・産業・文化などのさまざまな分野において、活発に交流することができたといわれています。そして、その根底には、雨森芳洲が説いた「互いに欺かず、争わず、真実をもって交わることこそ、誠信である」という、誠意と信義を重んじた「誠信交隣」の精神が流れていました。300年後の現代においても、この郷土の先人の思いを受け継ぎ、市民の皆さんと共に力を合わせて、多文化共生のまちづくりに取り組んでまいりますので、どうかご理解とご協力をお願いします。

最後になりましたが、本指針の改定にあたり、貴重なご意見やご提言を賜りました「長浜市多文化共生・国際化のまちづくり円卓会議」、「長浜市多文化共生・国際化のまちづくり市民会議」にご参加いただきました皆さん、そしてアンケート調査等にご協力をいただきました多くの方々に心より感謝申し上げます。

令和5年3月

長浜市長 浅見 宣義

多文化共生とは……

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

平成18(2006)年3月総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」から抜粋

目 次

第1章 指針策定の趣旨	1
1. 指針の改定.....	1
2. 指針の位置づけ.....	2
3. 指針の見直し.....	2
第2章 長浜市の現状と課題	3
1. 外国人市民の現状.....	3
(1) 市の人口と外国人市民人口(外国人登録者数)の推移.....	3
(2) 外国人市民の国籍及び母国語.....	4
(3) 外国人市民の在留資格.....	5
(4) 外国人市民の年齢構成.....	6
2. 分野別の現状と課題.....	7
(1) コミュニケーション.....	7
(2) 生活全般.....	9
(3) 多文化共生の地域づくり.....	11
第3章 指針の基本的な考え方	13
1. 基本理念.....	13
2. 基本目標.....	13
3. 施策の方向性.....	14
(1) 心がつながるコミュニケーション支援.....	14
(2) 安心して暮らせる生活支援.....	14
(3) 多様性を活かした多文化共生の地域づくり.....	15
4. 各主体の役割と連携.....	16
(1) 市民の役割.....	16
(2) 地域の役割.....	16
(3) 各種団体の役割.....	16
(4) 市の役割.....	17
第4章 多文化共生に向けた取組	18
1. 施策の体系.....	18
第5章 指針の推進にあたって	19
1. 推進体制.....	19
2. 行動計画及び進行管理.....	19

資料	20
1. アンケート結果	20
(1) 外国人市民アンケート調査結果	20
(2) 外国人労働者に関する企業調査結果	32
(3) 多文化共生自治会調査	37
2. 在留資格の一覧	39
3. 用語解説	47

平成25(2013)年 3月 策定
平成30(2018)年 3月 改定
令和 5(2023)年 3月 改定

第1章 指針策定の趣旨

1. 指針の改定

平成2(1990)年に『出入国管理及び難民認定法』(以降「入管法」という。)が改正され、日系人の日本での就労が容易になったことにより外国人が急増し、製造業の集中する特定都市、地域への集住化が進みました。1990年代後半には、ニューカマーの中で永住資格や日本国籍を取得する人が増加し、国際結婚も増え、定住化が進みました。平成27(2015)年9月に国連総会で採択された『持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)』(以降「SDGs」という。)は2030年までに全世界で達成をめざす17のゴールを定めています。SDGsの中で10番目に掲げられた「人や国の不平等をなくそう」というゴールを中心に、多文化共生に関連する取組を国を挙げて取り組むこととなりました。

本市でも平成21(2009)年には外国人登録者数が4,343人まで増加しましたが、その後、リーマンショックや東日本大震災の影響を受け、平成27(2015)年には2,879人まで減少しました。その後は全国的な景気回復や平成30年(2018)年の入管法の改正もあり、本市も全国と同様に外国人市民が増加に転じ、令和2(2020)年1月には3,807人にまで増加しました。ただし、同年1月末頃から広がり始めた新型コロナウイルス感染症等の影響による減少もあり、令和4(2022)年1月現在では3,677人となりました。

本市では総務省の「地域における多文化共生推進プラン」及び滋賀県の「滋賀県多文化共生推進プラン」に基づき、多文化共生に関する施策を推進していくため、平成25(2013)年3月に「長浜市多文化共生のまちづくり指針」を策定し、「コミュニケーション支援」「生活支援」「多文化共生の地域づくり」「多文化共生の推進体制の整備」の4つの柱に基づき多文化共生のまちづくりを推進してきました。外国人市民の定住化が進む中、日本で生まれ育つ外国人の子どもの増加、南米出身者に加えて、近年は中国及びフィリピンやベトナム等の東南アジア諸国出身の外国人市民を中心に、国籍や母国語が多様化する傾向にあります。

また、外国人に対する法制度も改正され、平成24(2012)年7月からは、外国人も住民基本台帳制度の対象となりました。さらに、平成29(2017)年には入管法の改正に伴い、在留資格に新たに「介護」が創設され、翌年には一定の専門性・技能を有した即戦力となる外国人材を労働者として受け入れる「特定技能」が創設されました。

このように、指針策定後の社会情勢等の変化を踏まえ、現状に、より適切に対応できるように指針を見直すこととします。

2. 指針の位置づけ

本指針は、「長浜市総合計画」を上位計画とする個別の指針であり、同計画に掲げる将来像「新たな感性を生かし みんなで未来を創るまち 長浜」の実現をめざして、長浜市が実施する多文化共生施策の取組方針を体系的にまとめたものです。

SDGs及び長浜市市民自治基本条例の趣旨や目的を踏まえ、外国人市民の状況や地域社会が抱える課題に対する基本的な考え方を示すとともに、今後の施策、推進体制を定め、多文化共生社会の実現をめざし、総合的に施策を推進するため策定するものです。

【SDGs:多文化共生に関連する目標抜粋】



【長浜市総合計画】

“新たな感性を生かし みんなで未来を創るまち 長浜”

基本となる施策：“多文化共生による地域づくりの促進”

「国籍や民族にかかわらず、すべての市民がそれぞれの歴史や文化の違いを尊重して認め合い、つながりあえるよう、多文化共生に向けた意識啓発やサポート支援員による外国人の子どもへのサポートなど、外国人市民への総合的な支援を行います。

また、外国人市民がその多様性を生かし、地域の協力による様々な交流や体験を通じて、地域の担い手として活躍できるまちづくりを進めます。」

【長浜市市民自治基本条例 第26条】

「市民及び市は、世界の人々と相互に理解を深め、多様な文化が共生し、平和に共存することができるまちづくりの推進に努める。」

「市は、市民が多様な文化及び価値観を相互に理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域の一員として共生できる環境の整備に努める。」

3. 指針の見直し

本指針は、社会情勢の変化や制度の変更に柔軟に対応するため、期間を定めず必要に応じて見直しを行います。

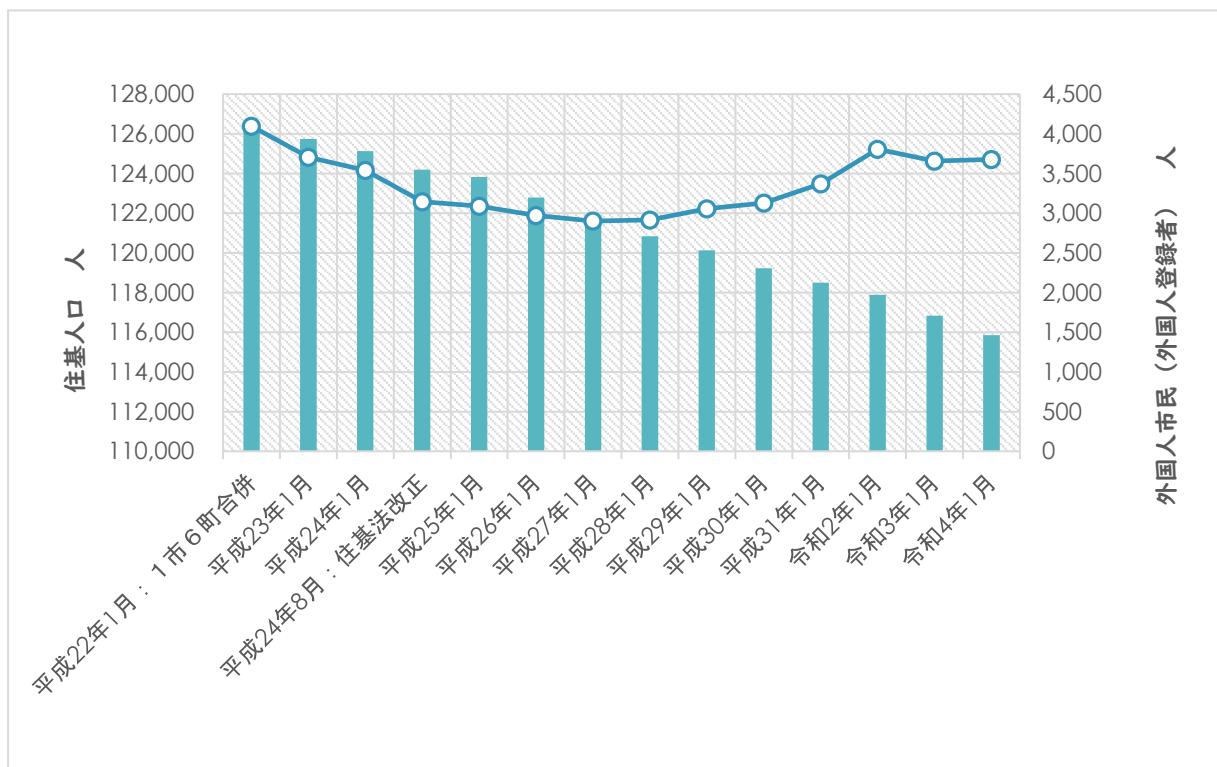
第2章 長浜市の現状と課題

1. 外国人市民の現状

(1) 市の人口と外国人市民人口(外国人登録者数)の推移

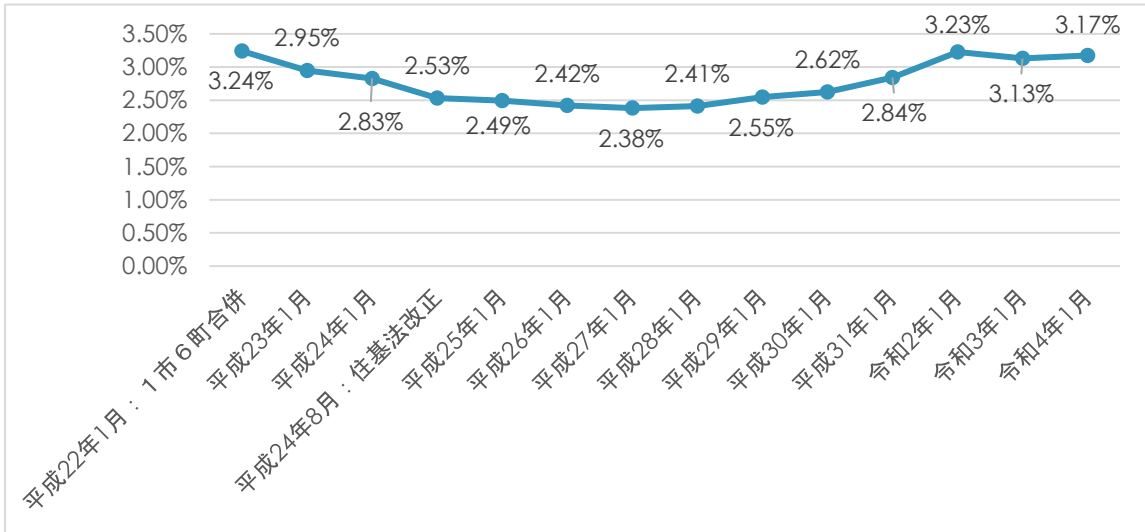
令和4(2022)年9月1日現在の本市の総人口は115,409人、このうち外国人市民は3,891人で、3.37%を占めています。平成21(2009)年1月に4,343人まで増加した外国人登録者数は、リーマンショックや東日本大震災の影響を受け減少傾向に転じ、平成27年1月には2,901人で、平成14年以降過去最低となりました。その後は僅かではあるが再び増加傾向にあるなか、新型コロナウイルス感染症の影響で減少したものの、入国制限が緩和されつつある現在では再び増加傾向に転じています。

長浜市人口統計



資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)に基づき作成
(注)住民基本台帳法の改正及び外国人登録制度の廃止により、平成24年以前は外国人登録者数

外国人比率



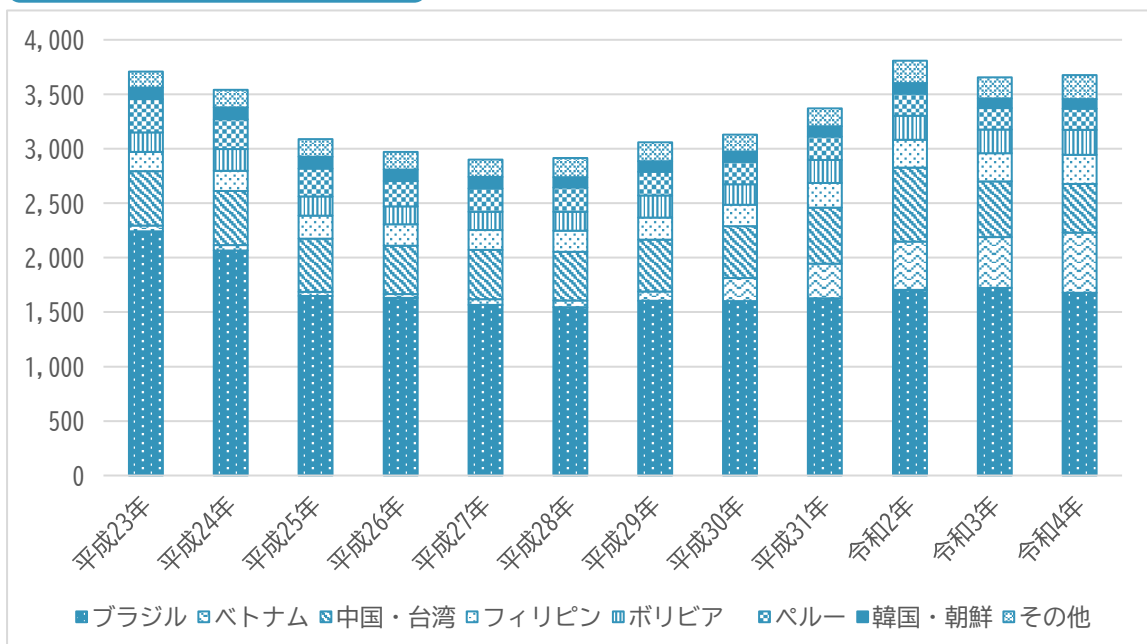
資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）に基づき作成

（注）住民基本台帳法の改正及び外国人登録制度の廃止により、平成24年以前は外国人登録者数

(2) 外国人市民の国籍及び母国語

令和4（2022）年9月1日現在の本市における外国人市民の国籍は、ブラジルが一番多く、次いでベトナム、中国、フィリピンと続きます。以前はブラジルやボリビア、ペルーなど南米出身者が、外国人市民の大半を占めていましたが、近年はベトナムとフィリピンの出身者が大幅に増加しています。

外国人市民国籍・地域別人口

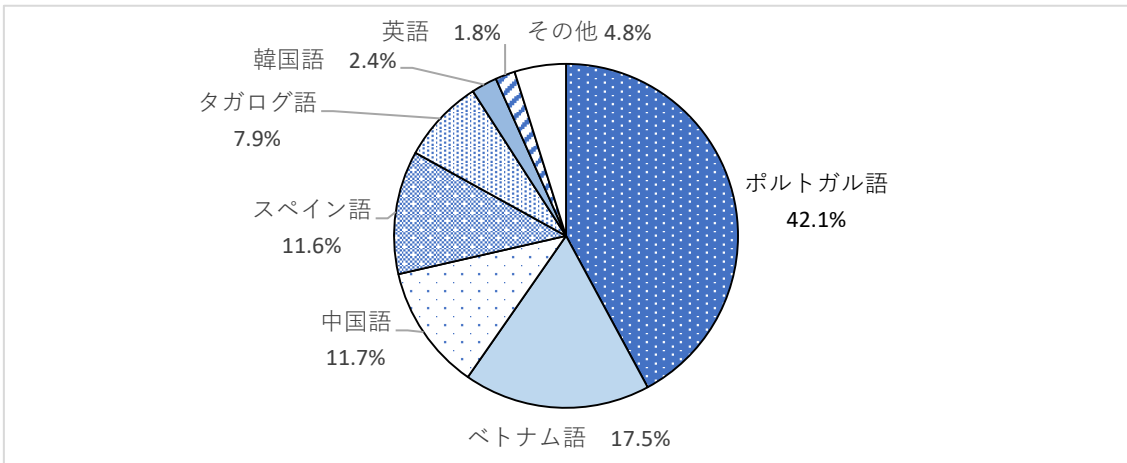


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）に基づき作成

（注）住民基本台帳法の改正及び外国人登録制度の廃止により、平成24年以前は外国人登録者数

また、公用語別の結果についても国籍と同様にポルトガル語、ベトナム語、中国語の順となっています。4位については、中南米出身者が多いこともありスペイン語となります。南米で使用される言語が5割以上となるが、平成29(2017)年と比較すると10%以上減少しています。国籍の多様化に伴って、ベトナム語やタガログ語など、言語が多様化している状況も見られます。

公用語別割合

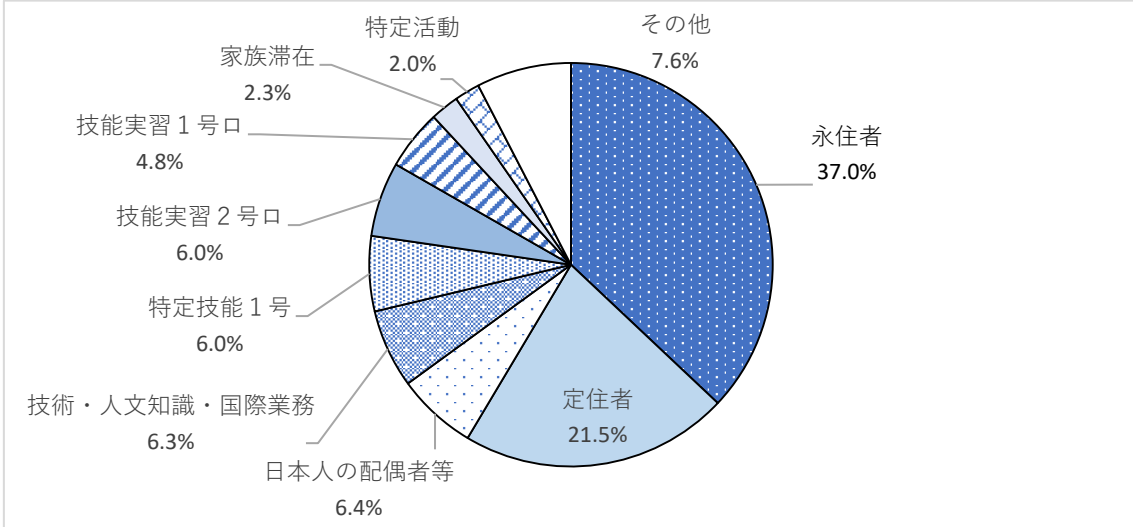


資料:住民基本台帳(令和4(2022)年9月1日現在)に基づき作成

(3) 外国人市民の在留資格

本市の外国人市民の在留資格をみると、永住者、定住者、日本人の配偶者等、特別永住者、永住者の配偶者、家族滞在など、在住を目的としたものが全体の約7割を占めています。また、全国的な傾向と同様、技能実習の割合が増加する傾向にあります。

在留資格別割合

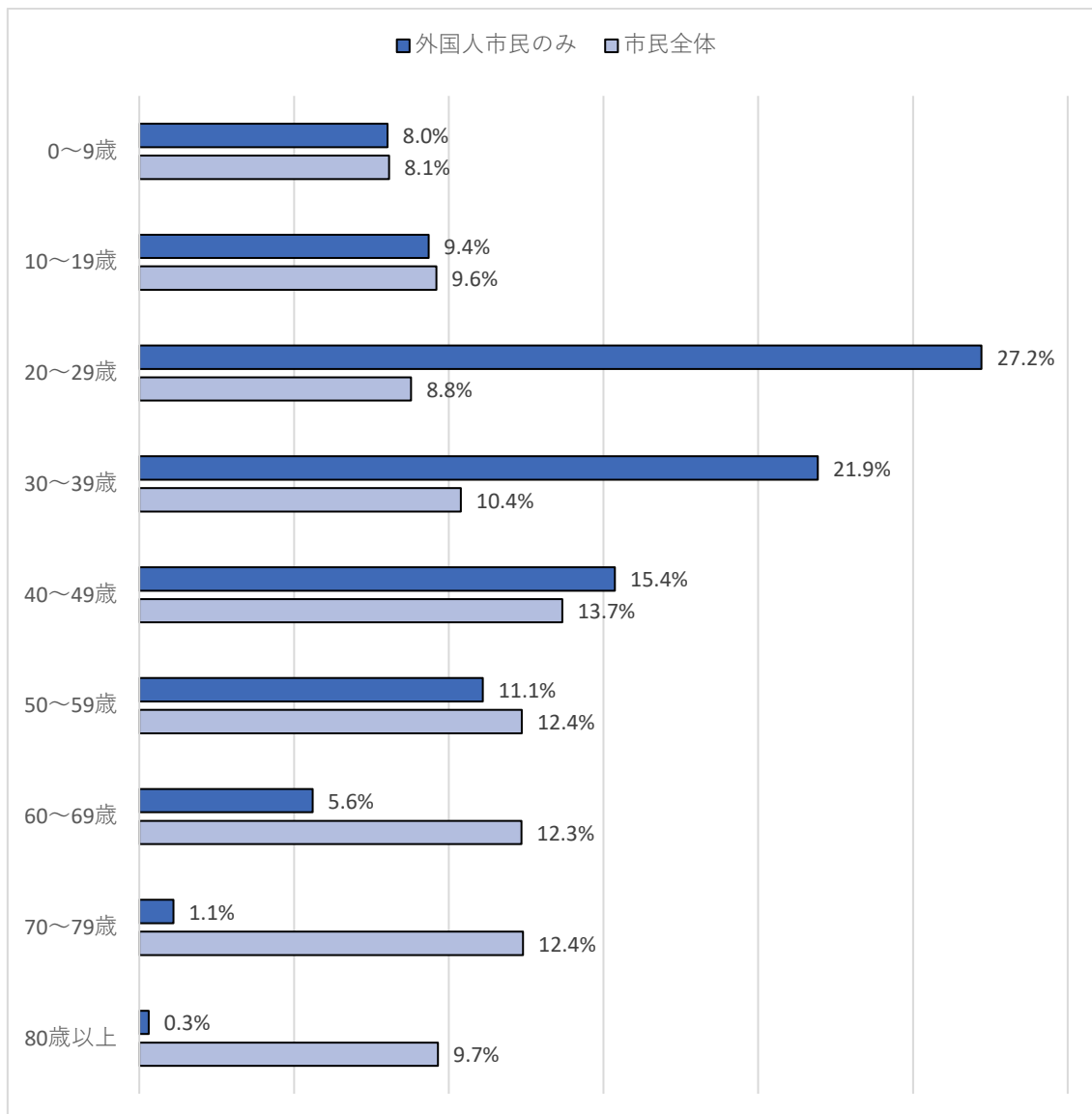


資料:住民基本台帳(令和4(2022)年9月1日現在)に基づき作成

(4) 外国人市民の年齢構成

外国人市民の年齢別構成比率は、20歳から29歳が27%と最も多く、次いで30歳～39歳、40歳～49歳となり、生産年齢人口（15～64歳）が全体の8割以上を占めています。この傾向は平成24（2012）年から、大きな変化は見られません。本市全体の平均年齢は47.1歳、外国人市民の平均年齢は33.4歳となっており、外国人市民の平均年齢が若いことが分かります。

年齢別構成比



資料：住民基本台帳（令和4（2022）年9月1日現在）に基づき作成

2. 分野別の現状と課題

(1) コミュニケーション

① 外国人市民の日本語能力

令和4(2022)年度の外国人市民アンケート調査(以下「市民アンケート」という。)の結果から、外国人市民の日本語能力は、不自由なく聞くことができる人は25%、話すことができる人が33%、読むことができる人が20%、書くことができる人が17%となりました。日本語の「聞く」「話す」については少なくとも日常会話以上を習得している割合は7割を超え、全くできない人は2~3%の水準でした。また、「読む」「書く」についてもひらがなレベルを理解できる層は7割を超えました。他方、約2割は「読む」「書く」を全くできないという回答が得られましたが、この傾向は平成23(2011)年度から変わらず、引き続き外国人市民の日本語能力を向上させるとともに、「読む」「書く」の技能に特化した学習機会の提供や学習方法の工夫が必要となっています。また、外国人市民の日本語能力の向上には、地域の日本語教室との連携が必要不可欠であり、地域の日本語指導ボランティアのさらなる育成も求められています。

② 外国人市民への多言語による情報提供

本市では平成27(2015)年3月に作成した「外国人市民への情報提供ガイドライン」を令和2(2020)年6月に改訂し、外国人市民への多言語等による情報の基本的な提供の方法について、対応言語の増加や周知方法の多様化を進めています。日本語の読解力が十分でない外国人市民には、日常生活に必要な行政情報をポルトガル語とスペイン語の広報紙や、さらに英語を加えた3言語で、メール配信サービス、くらしのガイドブックの発行やホームページ(以下「HP」という。)、Facebookでの情報提供を行っています。市民アンケートの結果から、様々な情報を収集する手段としてSNSを使う外国人市民が7割以上と最も多く、実際に長浜市のHPアクセスやメール配信サービスの利用者数よりも、各言語のFacebookの登録者数の増加率が平成28年度末との比較で大幅に増えていることから、今後もSNSを中心に継続的な情報提供を行うことと併せて、あらゆる機会を通じて各媒体により情報発信していることの周知が必要です。

③ 言語ニーズの多様化

令和4(2022)年9月1日現在の外国人市民の国籍数は、40ヶ国1地域(平成29(2017)年比9か国増)となり、多国籍化が進み、言語ニーズが多様化しています。

本市では外国人市民への窓口サービスとして、ポルトガル語、スペイン語、英語に対応できる職員を関係課に配置するとともに、令和2(2020)年度よりタブレットを利用した遠隔通訳サービスや機械通訳ツールで多様化する言語への対応も開始しています。また、外国人児童生徒へのサポートとしてポルトガル語、スペイン語、中国語、タガログ語に対応できるサポート支援員を配置し、日本語指導を必要とする外国人児童生徒の在籍校への巡回を行っています。

なお、災害情報の多言語化にも着手し、メール配信、Facebook、HP、広報紙を通じて提供しています。新型コロナウイルス感染症に関するワクチン情報等は、多言語(ポルトガル語、スペイン語、英語、ベトナム語、中国語)での情報発信に加え、接種時の通訳支援を行っています。

しかし、希少言語での対応はまだ十分ではなく、ベトナム語やタガログ語など今後人口増加が見込まれる言語に対応した支援体制の強化が必要です。

④ やさしい日本語の普及

市民アンケートの結果から、日本語の日常会話なら7割以上の方が理解できると回答しており、外国人にも分かりやすい「やさしい日本語」の普及により、翻訳やコミュニケーションも容易になります。そうしたことから、外国人市民の日本語能力の向上を促進するとともに、市だけでなく、企業や地域を巻き込んだ「やさしい日本語」の普及に努めています。やさしい日本語の手引きの作成や行政出前講座の実施、やさしい日本語研修等を実施するとともに、市や学校からの文書においてもやさしい日本語でお知らせするなど、さらなる取組が必要です。

※「やさしい日本語」とは

「簡単な表現を使う」、「一つの文を短く簡単にする」、「ふりがなをふる」などの工夫をすることで、普通の日本語よりも簡単で外国人にも分かりやすくした表現方法

例: 「直ちに避難して下さい」 ➡ 「すぐ 逃げて ください」

「明日再度お越しください」 ➡ 「明日 もう一度 来てください」

(2) 生活全般

【2-1 子育て・教育】

① 乳幼児期の子育て支援

本市では、日本語が十分に理解できない保護者が子育てで困ることがないように、多言語の母子手帳発行や、ポルトガル語とスペイン語の乳幼児健康診査質問票を配布するとともに、相談業務などでは通訳員を配置して対応していますが、言語によっては対応が十分でない場合があります。特に相談業務や各種保健事業においては、全ての言語に対応することが困難であることから、通訳員による多言語対応と併せて、「やさしい日本語」で対応できる体制を整える必要があります。

令和4(2022)年4月1日現在の市内幼稚園・保育所・認定こども園に通う外国籍園児数は124人(平成29(2017)年比39人増)で、園によって外国籍園児が集中する傾向にあります。入園後は、各幼稚園等を支援員が巡回するとともに、外国籍園児が多数通う園には、通訳兼保育支援員(ポルトガル語)を配置、スペイン語・中国語・タガログ語は必要に応じて通訳員を派遣して、園児や保護者のコミュニケーション支援や文書の翻訳を行っています。また、家庭訪問や個別懇談時に母国語での対応が必要な保護者には通訳員が同席するなどサポートを行っています。多言語化が進むなか、母国語でのコミュニケーションが必要な保護者や子ども向けに外国籍園児が在籍する園には機械通訳ツールを設置しています。

② 外国人児童生徒への教育

市内の小中学校・義務教育学校において、日本語指導が必要な外国人児童生徒は令和4(2022)年5月1日現在では小学生201人(平成29(2017)年比63人増)、中学生86人(同39人増)と、増加傾向を示しています。市ではサポート支援員が学校を巡回し、外国人児童生徒のサポートに努めています。さらに、日本で育った外国人児童生徒の中には、自身は日本語を話すことができても、保護者が日本語を理解することができない場合があるため、各種文書の翻訳、保護者からの問い合わせに多言語で対応しています。保護者の日本の教育制度に関する理解不足が、外国人児童生徒の進路に大きな影響を与えることから、日本の教育制度に関する理解を深めるため、外国人児童生徒の在籍校での進路説明会の際にはサポート支援員を通訳として派遣するほか、滋賀県の進路ガイダンスの周知を行っています。

外国人児童生徒の教育においては、地域の学習支援教室の存在が重要となっています。学習支援教室は学習のサポートの場であるだけでなく、児童や保護者にとって心のよりどころとなります。地域の学習支援教室との連携を図るとともに、担い手となるボランティアの育成に取り組む必要があります。

【2-2 就労】

令和3(2021)年度の外国人が就労している市内企業73社と市内人材派遣会社52社への外国人労働者に関する企業調査の結果、直接雇用が41%で、59%は人材派遣、業務請負を含む間接雇用で採用していました。そのうち、今後も外国人労働者を雇用する予定の企業は全体の47%、採用予定がないと回答した企業は37%でした。国内の人材が不足する傾向にあるなか、外国人労働者は重要な人材となっています。平成29(2017)年11月に外国人技能実習制度に介護職種が追加され、翌年には新たな在留資格「特定技能」が創設されるなど、外国人労働者の滞在期間の長期化も見込まれています。また、市内では新たな工場の建設に伴い、ベトナム人労働者が急増しており、今後ますます外国人労働者の増加が予想されます。

そうしたなか、日本語能力の低さが就職に支障をきたしたり、職場内で良好なコミュニケーションをとることができないなど、外国人が新たに就労するにあたっての課題は未だに多くあります。前述の調査においても、外国人労働者の日本語能力について「必ず必要」、または「ある程度必要」と回答する企業が98%に及ぶことから、外国人市民就労には、日本語能力の向上が必要不可欠であることが分かります。現状、「話す」「聞く」の能力はあっても、就業においては「読む」「書く」の能力を求められることがあるため、こうした能力の向上も重要です。外国人労働者を雇用する企業には、日本語や日本の習慣、社会制度等を学ぶ場や機会を提供することが求められます。

【2-3 医療・保健・福祉・介護】

外国人市民の定住化によりライフステージが多様化し、入院や手術、出産や子どもの健康など、医療や福祉サービスの受給者となる場面が増えており、医療通訳のニーズは高まる一方です。市では、平成28(2016)年度から「長浜市医療通訳事業補助金」の運用を始め、市立長浜病院の医師の判断に基づき当院における入院患者を対象とした通訳業務に補助を行っています。医療での通訳は、命に関わるものであることからトラブルも多く、専門性を有する担い手が少ないのが課題です。

また、令和4(2022)年9月1日現在での65歳以上の外国人市民は139人(平成29(2017)年比64人増)、その内75歳以上は27人(同6人増)と、外国人高齢者数は増加傾向にあります。今後、介護保険制度等の高齢者福祉制度をさらに周知していくことが望まれます。

健康保険制度や公的年金制度については、その仕組みや必要性を十分に理解していないことから、未加入となっている外国人市民があると推測されます。しかし、平成24(2012)年の法改正で外国人も住民基本台帳に登録されることになり、国民健康保険への加入状況について把握できるようになりました。窓口で転入手続き等を行う際には、国民健康保険と年金の双方への加入を推進しています。現在は多言語リーフレ

ット(英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語)を用いた周知を実施していますが、更に各制度の周知や加入促進のための情報提供を行う必要があります。

【2-4 防災・防犯】

本市では災害発生時にはメール配信サービスや Facebook 等の SNS を通じた情報発信を推進しています。市民アンケートの結果をみても、生活情報については約73%、災害情報は約61%が情報源を「SNS」と回答していることから、SNS を通じた防災・防犯情報の発信は有用であると考えられます。国内で発生している災害を受け、防災への関心は非常に高まり、防災訓練への参加意欲は高いものの、仕事の都合やプライベートの事情により、実際には市や自治会が行う防災訓練には参加しておらず、外国人市民が参加しやすい環境づくりが求められています。このことから、外国人市民向けの防災訓練や、有事に備えた防災知識の普及と、防災体制の整備をさらに進める必要があります。

令和4(2022)年10月6日現在のメール配信サービス登録者数は、ポルトガル語が318人(平成29(2017)年比171人増)、スペイン語が165人(同87人増)と増加し、英語版も平成30年度に開始して91人が登録しています。ただし、この数は外国人市民全体の約15%であり、災害発生時の円滑な情報伝達としては十分ではありません。今後も引き続き各媒体での情報発信を行うとともに、あらゆる機会を捉え利用者数の増加を図ることが必要です。

一方で外国人市民が日ごろから地域とのコミュニケーションを深め、地域で助け合う共助の仕組みづくりも必要です。さらに、外国人市民自身が支援者として活躍することが期待されます。

(3) 多文化共生の地域づくり

① 外国人市民の人権

外国人であることを理由に、生活面等で不当な扱いをされたり、双方の文化・生活習慣の違いが理解されないことから誤解や偏見に繋がる可能性があります。

本市では、各自治会で開催される人権学習会や学校での授業などに出向き、多文化共生に関する出前講座を実施しています。外国人の人権や文化の違いに関する理解を促進する機会の提供が引き続き必要です。

② 外国人市民の地域コミュニティへの参画

外国人市民の定住化が進むなか、外国人市民自身が地域の一員として自立し、社会参画する仕組みづくりが求められています。本市における地域への社会参画については自治会が基本となっていますが、外国人市民の自治会加入が進んでおらず、地域とのつながりや関係が薄く、孤立または外国人のみのコミュニティに身をおく状況もあります。

令和2(2020)年度の多文化共生自治会調査(以下「自治会調査」という。)から、「外国人住民とともに暮らしていくための工夫」の問いに対し「特になし」との回答が47.1%ありました。他方、「祭りなどの地域イベントへの参加を促している」が36.5%と、3分の1以上の自治会が、外国人市民を地域住民として受け入れる取組を実施していることが見られます。その一方で、自治会調査における「外国人住民と暮らしている中で困っていること」の問いに「特になし」と回答する自治会は60%と困りごと自体は少ない様子が見えます。ただし、「ゴミの出し方が守られていない」(36.5%)、「適切な場所に駐車・駐輪がされない」(9.4%)という回答から、地域コミュニティのルールに対する理解が不十分な面も見受けられます。外国人市民の定住化が進むなか、文化や習慣の違いを理解して、日本人市民と共生することの重要性を伝える必要があります。

また、少子高齢化が進むなか、地域における自治会の担い手として、外国人市民も日本人市民と共に地域活動に参画できる環境づくりが必要です。

③ 国際交流・国際理解

コロナ禍による渡航制限等もあるなか、姉妹都市であるドイツ・アウグスブルク市やイタリア・ヴェローナ市とのオンラインやSNSを活用した市民交流の機会を提供しています。多国籍化が進む外国人市民の多様性を活用し、市民が異文化に触れる機会の提供や国際感覚の向上を図ることが求められています。長浜市多文化共生・国際文化交流ハウス(以下「GEO」という。)をさらに活用し、市民主体の多文化共生や国際交流の拠点施設としての特性を発揮し、外国人市民の支援や国際交流の機会提供、外国人市民が活躍できる環境整備を進める必要があります。

第3章 指針の基本的な考え方

1. 基本理念

すべての人が尊重しあい、多様な文化が息づき、共に支えあうまちづくり

日本人市民も外国人市民も、共に長浜に暮らす人としてお互いを認めあい、心を通わせ、尊重しあいながら、市民の誰もが住みやすく、多様な価値観や文化が息づく「多文化共生のまちづくり」をめざします。

2. 基本目標

基本理念を実現するため、次の3つの基本目標を定め、多文化共生のまちづくりを進めます。

1 心がつながるコミュニケーション支援

外国人市民が日本の地域社会で自立して生活できるよう、外国人市民の日本語能力等を高める取組を進めるとともに、「やさしい日本語」の普及を図ります。また、各種情報提供や相談におけるICT活用を推進します。

2 安心して暮らせる生活支援

母国の文化や制度などが異なる日本で外国人市民が安心して生活できるよう、生活環境の整備に努めます。

3 多様性を活かした多文化共生の地域づくり

外国人市民が地域社会の一員として、地域を支える担い手として活躍できる環境づくりを推進します。そして、すべての市民が互いの違いを認めあい、異なる文化を背景とした外国人市民の多様性を活かすことで、さらなる活力ある地域社会をめざします。

3. 施策の方向性

(1) 心がつながるコミュニケーション支援



① 情報の多言語化

- 外国人市民だけでなく高齢者や子どもにも分かりやすい「やさしい日本語」の普及に取り組むとともに、引き続き各種情報提供時の多言語化を推進します。
- 外国人市民に対し、多様なメディア媒体を活用して、市民生活に必要な情報提供を推進するとともに、外国人市民自らの情報発信によるネットワークづくりを促進します。

② ICTを活用したコミュニケーション促進の取組

- 行政の各窓口における通翻訳ツール等を用いた多言語での対応やSNS等を活用した情報提供を継続し、相談体制の維持・向上に努めます。
- 外国人市民が地域の暮らしのなかで、生活に関する困りごとなどを母国語でも気軽に相談できるオンライン通訳や機械通訳ツール等のICTを有効に活用した環境を整備します。

③ 日本語や日本文化が学習できる環境づくり

- 日本語や日本文化について学べるよう、市民団体による継続的な日本語教室の運営を支援します。
- 学習機会を増やすため、日本語を教えられるボランティアの育成を推進します。

④ 地域におけるやさしい日本語の普及

- やさしい日本語を活用したコミュニケーションの促進や習得機会づくりを推進します。

(2) 安心して暮らせる生活支援



① 災害に対する備えの推進

- 外国人市民の防災意識を高め、自助による防災体制の整備を促すとともに、地域で助け合う共助の取組をサポートします。
- 外国人市民が災害時に適切に避難ができ、支援を受けられるよう、新たな伝達方法を含めた情報提供の充実を図ります。
- 外国人市民自身が被災者を支援する担い手として活躍できるよう、リーダーとなりえる人材の発掘と育成に取り組めます。

② 教育環境の整備、キャリア教育の推進

- 外国人児童生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう、学習指導、生活指導、教育相談等の充実を図ります。
- 外国人児童生徒の卒業後の進路について、児童生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持つことができるよう、子ども、保護者を交えた相談及び指導の体制を整備します。
- 学校や家庭、地域が協力して進める、子どもたちの見守りに関する活動を支援します。
- すべての児童生徒の多文化共生の意識を高める国際理解教育を推進します。

③ 労働環境の整備

- 外国人市民を雇用する企業に、誰もが働きやすい労働環境の整備や多文化共生に関する啓発を進めます。

④ 健康で安心して暮らせる環境づくり

- 各種社会保険制度やサービス、子育て等に関する情報等を多言語で提供します。
- 地域の中で、外国人市民の相談・支援が行えるよう市民活動団体等との連携を推進します。

(3) 多様性を活かした多文化共生の地域づくり



① 外国人市民の自立と社会参画のための環境づくり

- 外国人市民が自治会をはじめとした地域コミュニティへ参加し、地域社会の一員として活躍できる環境づくりを進めます。
- 外国人市民を中心とした市民団体の活動や外国人コミュニティを支援します。

② 多様な文化的背景を持つ市民との連携・協働による地域活性化の推進

- 異なる文化を背景とした外国人市民や、国際的な経験を持つ日本人市民等の多様性を活かし、地域社会や経済の活性化を図るために活躍できる環境をつくりま
- す。
- 多文化共生の拠点である「GEO」の周知を図るとともに、NPO法人長浜市民国際交流協会と連携しながら、多文化共生・国際化のまちづくりを進めます。

③ 日本人市民と外国人市民の相互理解の促進

- 外国人市民と日本人市民が交流し、理解しあう機会の提供を図ります。
- 異文化や国際交流に関する理解を深める機会を提供し、市民の国際感覚を磨く取組を進め、地域における多文化共生の担い手の発掘・育成に努めます。

4. 各主体の役割と連携

多文化共生のまちづくりを推進するためには、市民、地域、各種団体、行政が、それぞれの立場で担い手となり、互いが連携し、協働して取り組むことが必要です。

(1) 市民の役割

外国人市民は地域社会で自立して生活していくために、日本語能力の向上に努めるとともに、地域の文化や習慣に関する理解を深める必要があります。

日本人市民は外国の文化や生活習慣などに関して理解を深め、やさしい日本語を交えて外国人市民と積極的なコミュニケーションを図り、交流を深めることが求められます。

また、日本人市民、外国人市民共に地域で暮らす一員として役割を担い、多文化共生の地域づくりを推進することが求められています。

(2) 地域の役割

① 自治会

自治会は、市民生活に最も密着した基礎的な組織であり、地域における多文化共生の推進に重要な役割を果たすことができます。

外国には自治会という地縁組織がないことが多いため、自治会の役割について説明し理解を得るとともに、地域住民の自治会への加入を促進し、日本人市民も外国人市民も共に地域づくりのパートナーとして、積極的に「交流活動」や「環境美化活動」、「交通安全活動」、「防災・防犯活動」などに参加することが期待されます。

② 地域づくり協議会

いろいろな地域課題の解決に取り組む地域づくり協議会では、やさしい日本語等も交えて外国人市民にも参加を促し、住みよいまちづくりに向けた取組が必要です。

また、外国人市民と日本人市民の多様性を活かしながら、多文化共生のまちづくりを進めることが望まれます。

(3) 各種団体の役割

① 市民活動団体等

多文化共生のまちづくりは、日本語教育を進める長浜ユネスコ協会など、様々なノウハウやネットワークを持つ市民活動団体との連携・協働が必要不可欠です。各団体の特性を活かしながら、地域に根ざした活動が期待されます。

また、外国人市民自らが市民活動の中心となり、主体的に活動することも、今後ますます求められます。

② NPO法人長浜市民国際交流協会

長浜市民国際交流協会は、平成元年に設立されて以降現在に至るまで、本市における国際交流や多文化共生にかかる取組をリードし、中心的な役割を担ってきました。今後もその実績を活かし、市及び教育機関に並ぶ事業実施主体として、互いに連携し、多言語情報の提供、外国人市民に対する母国語ややさしい日本語での相談、外国人市民との交流事業など、地域のニーズや課題を踏まえたいきめ細やかな取組が期待されます。

③ 企業

外国人を雇用する企業等には、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法などの労働関係法を遵守し、企業の社会的責任を果たすことが求められます。また、日本語の習得や生活支援など外国人労働者の日本社会への適応を促進するための取組が期待されます。

④ 高等教育機関

市内には2つの大学があり、留学生の持つ能力や多様性を多文化共生の推進に活かすとともに、地域で活躍するための仕組みづくりが求められます。

(4) 市の役割

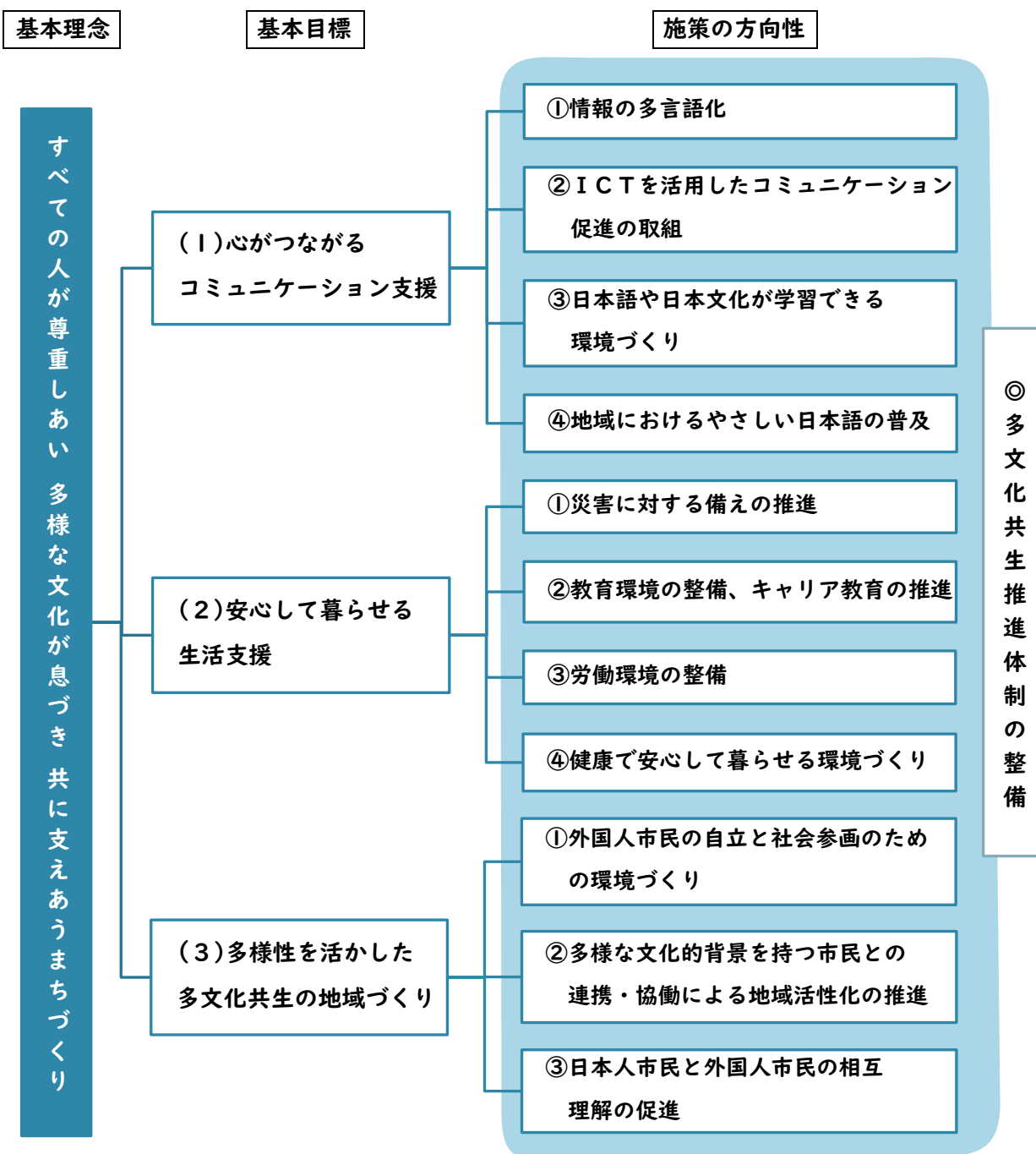
市は、市民の生活に必要な市民サービスを提供する基礎自治体であり、外国人市民にとっては最も身近な行政主体です。外国人市民と日本人市民の相互理解を促すとともに、外国人市民が本市での地域生活に適応できるようサポートしていきます。

また、外国人市民のニーズを把握し、よりの確な多文化共生施策の推進を図ります。施策の推進にあたっては、自治会、市民活動団体と協働し、国や県、関係機関等と連携して取り組みます。

第4章 多文化共生に向けた取組

1. 施策の体系

基本理念、基本目標を実現するために、施策の方向性を次のように定めます。
なお、具体的な施策については、本指針に基づき別に定めます。



第5章 指針の推進にあたって

1. 推進体制

多文化共生に向けた取組については、国、県、他市町、大学、企業、各種団体等との連携により施策を進めてきました。

今後においても、本指針に基づき施策を展開する各部署や機関・団体等が横断的な連絡調整を行い、連携して多文化共生のまちづくりを推進します。

2. 行動計画及び進行管理

本指針の実現をめざし、多文化共生のまちづくりを進めるために、「第3期長浜市多文化共生のまちづくり指針行動計画」として具体的な施策の内容とその達成目標スケジュール等を定めます。さらに庁内会議「長浜市多文化共生・国際化のまちづくり行政推進会議」や市民代表等で構成する「長浜市多文化共生・国際化のまちづくり市民会議」において、進捗状況を確認します。